

1950年代カリフォルニア州における教科書問題と 州教育行政機関によるその改善活動

古賀一博

I 研究目的

本研究は、州集権的教育行政システムを一貫して採用する米国カリフォルニア州における教科書行政の歴史的展開の分析を通して、州集権的教科書行政の意義と課題の解明を意図するものであるが、さしあたり、本小論は、かかる研究構想に基づいた継続研究¹⁾の一環として、特に1950年代における同州教科書問題と州教育行政機関によるその改善活動の実態を明らかにした上で、同年代におけるカリフォルニア州教科書行政の内包する諸問題についての考察を行なうことを主たる目的とするものである。

II 1950年代カリフォルニア州教科書問題の実相と州関係機関によるその対応

1 州教科書制度をめぐる出版業者と州教科書行政関係機関との相剋

1950年代におけるカリフォルニア州教科書制度を取り巻く状況を、当時州教育長であったSimpsonは、「明白に所在する二つの権利間の闘争、即ち自らの出版物の市場を管理しようとする出版業者側の権利と自らの選択する何等かの方法そして最も経済的方法によって子供たちへ教科書を供給しようとする公の権利との間にある闘争」²⁾と簡潔に説明している。確かに、結論からいえば、Simpsonの指摘にもあるように、1950年代の州教科書制度を取り巻く状況は、基本的には、州教科書制度を擁護する州関係機関とかかる制度を最終的に全面撤廃したいともくろむ出版業者との対立抗争を最大の特徴としていた点が指摘されよう。

ただ、厳密に言えば、この対立抗争の中心的存在は、当時米国内に100社以上あった教科書出版会社の全てではなく、1930年代以来、カリフォルニア州教科書制度、とりわけ刊行制度に反対して教科書の入札を拒絶してきた主要6社の出版業者らであった。³⁾ また、州教科書制度を擁護する立場の州関係機関の中にも、それぞれ同制度に対して若干の見解の相違が存在していたことは看過できない。具体的には、州教育省が、従来の統一教科書採択制度及び刊行制度のいずれにも全面的支持の姿勢を取っていたのに対して、州教育委員会は、統一教科書採択制度には同様に全面支持の姿勢を示したものの、州刊行制度に関しては、中立的ないしは柔軟な姿勢をみせていた。州教育課程委員会に至っては、「同委員会がただ単に最も相応しい方法で最良の教科書が各学校へ供給されることを希望するのみである」との立場を明示した上で、州教育委員会の立場よりさらに踏み込んだ柔軟な姿勢を取っていた。事実、同委員会は、州教科書制度改善のための提言を研究、検討する積極的意志のあることを明らかにし、州教科書制度のより効果的運用のための機会を強く求めていた。⁴⁾ この州教科書制度に対する州教育委員会と州教育課程委員会の柔軟

な姿勢が、後節において論及する同制度の改善に向けた取り組みを可能にすることともなる。いずれにせよ、1950年代の州教科書制度を取り巻く状況を集約すれば、上述のような関係行政機関内の見解の相違を内包しつつも、同制度をめぐる米国内主要六大出版業者と州教科書行政機関との対立抗争であったことは間違いのないところであろう。Lufkinも、この点に関して、1950年代の同州教科書制度を取り巻く状況を総括する中で、「いくぶん単純化しすぎるかもしれないが、その基本的状況は、出版業者と従来のカリフォルニア州教科書制度を支持する州レベルの支持者(州教科書行政関係機関一筆者)との間の主要な争いと見てとれよう」⁵⁾と述べている。

では、具体的に、同州教科書制度に関して、出版業者がどのような主張を展開し、それに対して州関係機関がどのような立場からいかなる反論を提示していたか、整理してみたい。

1) 出版業者側の主張

出版業者側の主張には、およそ以下のようなものが上げられる。⁶⁾

① 出版業者のかかえるスタッフは、以前教職の経験をもつ者も多く、ただ単に最も採択の可能性のある教材の開発と販売を促進するだけでなく、著作者及び専門的コンサルタントとの契約を通して、教育専門家への建設的援助を提供できる。

このことは、換言すれば、「教科書出版業者は、公教育にかかわるチームの責任の一翼を担う」に足る十分な能力を有しているし、事実、他州においてはすでにその能力を如何なく発揮しており、「その関心事は、すでに単なる利潤追求のレベルをはるかに超えている」⁷⁾との意味合いが込められたものであった。

② 教科書の作製及び販売における商業的側面に関しては、出版業者は、極めて高い熟練した専門家である。彼らは、優秀な教科書を作ったり、その教科書を使用する際の援助を行ったりするのに必要な専門的知識、技術を集めることができるばかりではなく、新しい教科書の開発において多額の投資を計画する際に求められる優れた商業的洞察力(business acumen)を有している。

ちなみに、アメリカ教科書出版業者協会(American Textbook Publishers Institute)は、新規教科書の開発コストとして、10,000ドルから750,000ドルという具体的数字をはじき出していた。⁸⁾

③ カリフォルニア州教科書制度は、最も低い入札価格によって採択業者を決定する方法で、出版業者に正当な利益を放棄させるような極めて厳しい自由競争を強いている。従って、新規教科書開発の負担は、出版業者の肩に重くのしかかり、より新しい最新教科書の導入は阻害されることとなる。他州は、通常、自州の法令に基づき、自州において支払われる教科書価格がカリフォルニアを始めその他の地域において支払われる価格を越えないよう定めているため、全州においてより低い価格を強いることになる。このことは、ただ単に出版業者に対してより少ない利益を強いるだけでなく、多額の教科書開発費用の捻出を躊躇させることとなり、カリフォルニア州教科書制度は、同州だけの問題にとどまらず、全米において優秀な教科書の開発を妨げる結果を招いている。また、カリフォルニア州における入札に失敗した場合、特に小規模の出版業者は、深刻な痛手を負う。というのは、その場合、出版業者

は、提出した教科書の開発費用を回収できないばかりでなく、採択の手続き上提出した数百冊にのぼる見本用教科書の経費も自己負担しなければならないし、再び新たに他の教科書市場の開拓を強いられることとなるからである。

カリフォルニア州教科書市場への“不参加”政策を撤回した最後の大手出版業者の一つである Scott, Foresman Companyの代表などは、「カリフォルニア州教科書制度は、ほとんど商売にならないほどこうかつな値下げ方法を取っている」⁹⁾と厳しく非難していた。

④ カリフォルニア州教科書刊行制度は、州側の主張ほど経済的ではない。DavisやBurnettの研究にも見られるように、同州教科書制度は、納税者に不必要な負担を強いている。加えて、同制度の運用上、州民に課せられた実際の費用は、その制度の中に巧妙に隠蔽されているために、充分に算定することすらできない。同制度の不経済性、あるいは州側算定の不正確性を論証する一例として、州印刷局においてすでに作成されたにもかかわらず、採択期間の終わりに結果的に発注されずに残された教科書の余剰分費用は、当時、州経費の収支決算に通常算定されていなかった。

⑤ カリフォルニア州教科書制度は、具体的教科書の選定から実際児童に当該教科書が配布されるまでかなりの時間的隔たり (time lag) を有している。この点、商業ベースの購入においては、何等の問題もなく、出版業者は速やかに最新の教科書を提供し得る。

⑥ ごく限られた少集団が一州全体の教科書選定にたずさわると、おそらく絶対に誤りがないとは言い切れない。誤った採択が行なわれれば、それは画一的に何百万もの子供たちに悪影響を及ぼすことになる。加えて、各学区は、当該地方の様々な学習要求に応える責任を有しているが、かかる責任を履行することもなく、統一的一連の教科書の使用を強いられることは、「地方による教育の管理、運営」という原理が脅かされることを意味する。

⑦ 国内主要出版業者の多くが、カリフォルニア州における入札に参加しなかったため、同州の子供たちは、最良の教科書で学習する機会を約50パーセントしか享受されていない。州教育課程委員会が過去に同州の子供たちへ最良の教科書を提供しようとした事実は、高く評価されるものであろうが、州刊行の問題が阻害要因となって、州教育委員会は常に教育課程委員会の勧告に従ってきたわけではない。

以上のような諸観点からの批判を通して、出版業者らは、カリフォルニア州教科書制度を「仮りにそれが州の福祉に貢献したとしても、伝統的アメリカの自由主義的経済活動から見れば、出版業者に正当な利益と自らの生産物の販売を管理する権利を完全に否定した、全体的に全く弁護の余地のない社会主義的制度」¹⁰⁾と糾弾し、同州教科書制度の単一採択制 (single-adoption system) と州刊行制度の双方に対して、全面的反対の姿勢をはっきりと表明していた。

2) 州関係機関側の反論

これに対して、州関係機関側は、以下のような内容の反論を掲げて対抗した。¹¹⁾

① 本来、州は、必要最低限の教育水準を維持する責任を有しており、かかる責任に応じて、州は、地方学区に対して必要最低限度の財政的援助、さらには必要最低限の教師の給与及び資質、資格を保障する政策を保持してきた。この振り分けられた州一郡一地方の分担責任の

原理を維持する上で、法は公教育の全てのレベルにおいてカリキュラムの最低基準の設定を要求している。初等学校においてかかる要求を実践する最も経済的な方法は、各学校がその使用を要求されている統一教科書シリーズに関する州法規定の履行をにおいて他には考えられない。

確かに、「その他の最低基準に関しては、地方学区は、補助教材を準備することによって、豊富な学習内容を提供する幅広い機会が与えられており、図書館図書、補助教材、その他の教材は、州教科書が使用される限りにおいて、州の如何なる制約を受けることなく、その希望する数量分が購入できることとなっていた」¹²⁾との指摘もあった。

② 州教育委員会メンバー自身は、素人集団であるが、同委員会の州教科書に関する責任の履行は、専門的な州教育課程委員会とその保有する評価委嘱者による評価と勧告を通して、州、郡、地方間にある必然的な意見の相違、対立を十分に解決し得る。そして、かかるシステムは、それぞれの意見が調整された基本的教科書を各学校へ提供する上で、極めて効果的手段である。数千名にもものぼる教師及びその他の専門家による教科書の調査と評価は、最良の教科書を選定し、より優れた教科書を開発する上で、最適の方法である。

③ 出版業者から完成教科書を購入するよりも、州印刷局において印刷、作成する方が、確実に安価である。過去、州刊行制度反対論者は、州印刷局及び財務省の示す経費計算の正確度を非難することが通例であったが、現在、財務省において行なわれている経費計算は、保険料、税金、減価償却費等の経費計算を含んだ点においても、極めて詳細かつ完璧である。従って、この点に関する最近の論争では、反対論者の指摘は事実上、聞かれなくなってきた。

④ カリフォルニア州納税者が、他州の場合と同様に、出版業者らの設定した単一の定価を支払わされるならば、納税者は、不公平な負担を背負わされることとなる。何故ならば、カリフォルニアにおける膨大な取引量と長期の採択期間が、同州における出版業者の教科書販売経費を厳しく抑えているからである。

この点に関して、州教育次長 (Associate Superintendent) Jay D.Conner は、さらに、その具体的論拠として、次の四点を掲げ、同州における教科書価格の抑制政策の正当性を強調した。¹³⁾

- a. もし出版業者が州採択を獲得することに成功すれば、その出版業者は学区から学区への当該教科書を訪問販売する経費を要しない。
- b. 出版業者は、従来のような可能性のある販売に備えた、多額の経費を要する在庫図書の必要がない。
- c. カリフォルニア州は、教科書の全ての在庫管理と配給に関する費用を負担している。
- d. 市場価格の変動にかかわらず、出版業者は、一定期間、定められた最低限度の取引額が保障されている。

そして、このような事実から、Connerは、「大多数の教科書出版業者が他州において得ているのと同様か又はそれ以上の純利益をカリフォルニア州における取引から得ている」¹⁴⁾と明言した。事実、1960年まで、カリフォルニア州における教科書出版業者の契約内容は、ほとんどが版権の

貸与あるいは売却であり、州教育委員会と完成教科書の購入契約を行なったのは、僅か数件しか存在していなかった。¹⁵⁾

⑤ 確かに、主要出版業者12社の半数に上る会社の教科書は、同州の学校において活用されてはいない。従って、もしこれらの出版業者を含み、全ての教科書出版業者が同州における入札に参加していれば、州教科書制度を通じた教科書の質はより向上していたかもしれない。しかしながら、カリフォルニアにおける入札に参加した他100社の提出教科書が、過少評価されるべきではない。事実、1957年の教育省の実地調査によれば、州採択のリーダーの教科書は、調査に回答した2235名の教師中78パーセントが「満足」、12パーセントが「何等かの改訂があれば満足」との評価を得ている。

その他、カリフォルニア州教科書制度を支持する人々から、以下のような擁護論もなされていた。¹⁶⁾

① 子供の学校間移動に際して、統一教科書が使用されていれば、同一教科書の使用は子供の新しい学校への適応問題を軽減する。

② 本来、カリフォルニア州教科書制度と他州のそれとを比較すること自体、非現実的である。何故なら、教科書に関する研究の規模と綿密性の点から、同州の制度に匹敵する制度を如何なる州も実践したことがない。また、カリフォルニア州の教科書は、特に教師の希望とカリフォルニアの子供たちの学習要求に適合して書かれることができるほど、同州の教科書市場は、極めて広く、独自の教科書の必要性を有している。

③ カリフォルニア州教科書制度反対論者側の用いる戦略、とりわけ、その質問調査方法は、極めて誘導的 (loaded) なやり方で行なわれ、回答者には適切な判断を下すことができないように仕向けられるとともに、調査結果から非論理的、不合理な結論が導き出されている。

この誘導的質問調査の不当性に関しては、後節において論及する「Doyle委員会の調査活動」にかかる事実の存在が暴露されることにより、出版業者側に大きなダメージを与えることとなる。

いずれにせよ、州教科書制度を擁護する州関係機関の論拠を集約すれば、単一採択制 (single-adoption system) に関しては、同制度が州と地方との教育責任の分担をなす上で、カリフォルニア州教育行政システムの根幹をなす一つであり、教育内容の最低水準維持と最良の内容確保のためには必要不可欠との基本認識に基づいていたが、州刊行制度に関しては、主としてその作成費用の安価な点のみが同制度支持の基盤をなしていたに過ぎなかったといえよう。

2 州教科書の悪刊行状況とその他の問題状況

1) 州教科書の受注残高問題

前述のごとく、州教科書制度をめぐる出版業者と州関係機関との基本的対立状況は存在していたものの、「1948年から1952年の期間は、比較的平穏な状態が続いていた」¹⁷⁾といわれる。もちろん、これは、問題の顕在化という意味においてであり、内在する問題は確実に進行していたとみる方が妥当であろう。

例えば、その具体的事例として、まず、州教科書の刊行状況があげられるが、1948年、「カリフォルニア州は、最新の発注を含み、200万冊以上の教科書受注残高を抱えていた」¹⁸⁾。もちろ

ん、この受注残高問題は、単にカリフォルニア州独自の問題というより、全米に共通した戦後の典型的問題でもあった。「戦後数年間は、紙やその他の材料の不足に苦しめられるとともに、耐久消費した設備の適切な交換もできないでいた」¹⁹⁾という。ただ、カリフォルニア州の場合、戦時及び戦後を通して急速な増加をみる人口問題²⁰⁾と州採択教科書の種類の増加が、かかる不足問題をさらに悪化させることとなった。

このような問題が存在していたにもかかわらず、州印刷局長Paul Gallagherは、州教育省に対し、1948年後半の会議において、「新しい印刷、製本機が州印刷工場の能力を向上させていたこと」や、「州が1950年までに完成予定の新しい印刷工場の建設を認可していたこと」を指摘するとともに、「州は印刷能率をより促進し、その保管設備も増加させるであろう」との楽観的見解を提示していた。²¹⁾このため、当初、州教育省は、「カリフォルニアの商業的印刷工場においては教科書印刷の設備が十分に整っていないことを理由に、一般の印刷業者への下請けの実施を否定」し、完成本購入に関する計画も「商業的出版業者が未捌きの注文で手一杯であることを理由として、ほとんど考慮していなかった」。当初の目算では、「1949年9月までに、州印刷局の教科書受注残高(backlog)は、事実上、なくなるであろう」と考えられていたのである。²²⁾

にもかかわらず、「1949年、州教育委員会は、州印刷局の同意を得て、Laidlaw Brothers社から33,000冊のリーダーの直接購入を、その価格が州印刷価格の見積より安価であることを理由として、認可した」。²³⁾表向きは、図書の価格が州印刷より安価であることを理由としていたが、実際は、当該図書が「過去すでに採択済の教科書」であったことを考えれば、明らかに「必要とされる供給量を維持するために、追加作製が必要とされた」²⁴⁾ためと見るべきであろう。

つまり、当初の目算とは裏腹に、州印刷局における教科書刊行状況は、決して良好とは言えず、慢性的教科書不足の状況が、州教科書行政機関を悩ませることとなった。そして、かかる不足問題は、後述する当時の学校制度に対する愛国心高揚の要求や特定の宗教的信条に基づく州教科書批判ともあいまって、州教科書制度反対論者らにより利用されやすい弱点を露呈することとなった。

2) その他問題状況の出現と進行

その他にも、州教科書制度をめぐる良好ならざる状況が出現、進行していた。

その一つは、1951年、州労働者連盟(the State Federation of Labor)が、教科書の州刊行制度に関する州教育委員会の強力な支持表明を要求する緊急決議案を提出し、州教科書制度反対論者らと真っ向から対立する立場を表明したことであった。1949年に設置された州議会上院の「州刊行の効率及び経済性を検討する小委員会」も、上述連盟の言葉を借りれば、「その被雇用者が労働組合のメンバーであるかどうか判らないような個人的営業者に印刷をまわそうという意図で、特定の利己的な雇用者グループが州印刷局の信用を落そうとしている」²⁵⁾との立場を支持していた。そこで、州教育委員会は、全体的に州刊行教科書に満足していることを認めるとともに、他の州機関が州教科書印刷設備の拡充を支持するよう働きかけることを約束した。州教科書行政関係機関側にしてみれば、州教科書制度支持団体の協力支援は貴重であったかもしれないが、「州印刷局の職員が州労働者連盟の構成メンバーであった」²⁶⁾ことを考えれば、自らの雇用確保の立場から、上述のような主張を展開することは必然的であり、それよりもむしろ、結果的に、

州教科書制度をめぐる出版業者との対立状況をますます先鋭化させたことの方が問題は深刻であったと考えられる。

次に、同年、州教科書行政機関は、特定の宗教的信条に基づくグループによって起こされたA B 2088法案、“聖書読解法案”(Bible reading bill)の可決に向けた強力な運動に直面した。彼らの主張は、公教育における政教分離の問題という点において、州教育内容行政の根幹に直接かわることであり、「州教育委員会及び州教育課程委員会のメンバーは、何年もの間その時間の多くをこの問題に関する検討に費やすこととなった」。²⁷⁾ 結局、本法案は、可決には至らなかったが、本法案の動議は、単に州教育行政関係機関に多くの時間を浪費させただけでなく、州教育内容行政に関して州民の関心を集めるとともに、州民に州公教育への一定の不安と不信を醸成させる結果ともなった。このことは、州教科書制度反対論者側にしてみれば、好材料であった。

さらに、1952年から1954年にかけて、州教科書行政関係者は、継続的問題も含め、さらにいくつかの難問に直面した。その一つは、州学校制度に対して依然不満と不信の念をくすぶらせ続けていた愛国主義者たちから「幼稚園から第12学年まで一貫したアメリカニズム高揚の教授プログラムを州教育委員会が採択する」よう求める運動が展開されたことであった。この要求プログラムには、幼稚園用の「愛国的遊具」(patriotic toys)やその他の学年用に著名なアメリカ的英雄と事件に関する小冊子の使用が含まれていた。この要求運動は、さらに、州教育委員会に対して、アメリカニズムに関する基本的教育方針についての政策表明をも要求していた。²⁸⁾ そこで、州教育行政機関側は、最終的に州教育課程委員会が、1954年3月、その要求に対する声明文を発表し、広く州内に配布することとなった。²⁹⁾

次に、従来より州教育行政機関が志向し続けてきた「社会科の構造化」にむけた取り組みが、一定の進展をみせてはきたものの、州教育委員会にしてみれば未だ満足のゆくものとは考えられていなかったため、「素人及び専門家の参加を含むより一層の大規模な計画」の修正と開発が実施されることとなり、州教科書行政関係者の継続的改善努力が依然必要とされ続けたことであった。³⁰⁾ 社会科教科書の使用に関する教育現場からの批判も、依然聞かれ続けており、「州教科書の使用義務からの除外を求める学区すらあった」³¹⁾ という。

その他にも、「アメリカの構築」論争が「未だ多くの州教育委員会と州教育課程委員会のメンバーにとって、真新しい記憶であったにもかかわらず、*Living in Our Democracy*という公民科教科書の見本が、明らかに採択の事前対策の手段として州教育課程委員会の採択勧告の三カ月前に州教育委員会メンバーに配布されていた」³²⁾ ことが判明し、州民に一層の不信感を醸成するとともに州教科書制度反対論者に格好の攻撃材料を提供する結果となった。

最後に、州教育次長Connerは、1952年、カリフォルニア州教科書市場の入札を拒絶してきた出版業者の代表者たちと会見し、同州における彼らの入札を引き出す妥協策を見つけ出そうとしたが、結果的にその努力は失敗に終わる。³³⁾ ところが、後にこれらの出版業者らは、州教育省から出される予定であった声明に対抗して、カリフォルニア州教科書計画に関する独自の報告書を作成していたことが判明した。³⁴⁾ 加えて、アメリカ教科書出版業者協会(the American Textbook Publishers Institute)が、1954年には、「アメリカの出版方法—教科書中の破壊に対する保護

手段—」(The American Way of Publishing - Your Safeguard Against Subversion in Textbook)という出版物を出して、州教科書制度を真っ向から批判した。³⁵⁾しかも、その方法は、前述の愛国主義的主張を巧みに利用したものであった。

以上みてきたように、1950年代前半のカリフォルニア州教科書制度は、六大教科書会社を中心とした出版業者らとの全面的対立状況の中で、州教科書刊行の悪状況と政治的右翼団体や特定の宗教的グループによる直接及び間接的圧力、さらには州教科書行政機関内の継続的課題と採択手続き上の不手際等の抗争誘因を惹起しつつ、後節で論及する50年代後半の本格的教科書抗争の素地を形成していたといえよう。

3 州関係機関による具体的改善活動

もちろん、上述のような様々な問題状況に対して、州教科書行政機関は何らの善処策も講じなかったわけではなかった。

例えば、教科書不足問題に対しての具体的対処策の一つとして、州教育課程委員会は、州議会に対して「州教科書の配本原理」を修正する法案SB901を働きかけ、1951年州議会会期中に、これを制定させることに成功している。具体的には、それまでの「配本原理」は「生徒一人につき一冊」とされていたが、それが「教科書が使用される時間において生徒一人につき一冊」へと変更された。このことは、供給される州教科書の実質的な数を増加させることなく、より多くの種類の教科書採択を可能にする効果を有するものであった。³⁶⁾本法は、「各教室において教科書を共同利用することを認めていた」ため、都市部の学区はかかる法案に同意していたが、郡部の学区は反対の意向を示していた。³⁶⁾しかしながら、「州教育委員会が各学校へ配本される教科書の数を決定する」ことを認める修正法案が可決された。

その他にも、州財務省は「州教育委員会が1年から8年の期間で州教科書を再採択することを認める」法案SB1461の成立を州議会へ働きかけていたし、州教育行政関係機関の方でも「州教科書の入札要求から新しい教科書の実質的学校配本までの期間を二年を若干上回る程度になるよう採択審査活動を短縮する」努力や、最新の教科書提供を保障する具体的方策として「採択期間の短縮化」などが考慮された。³⁸⁾これらの改善努力の多くは、同会期中に成立するには至らなかったが、後に具体的規定として制定されることとなる。

さらに、「1955年の配本予定図書の数、10,813,000冊は、1960年までに14,055,000冊に増加するであろう」³⁹⁾という州当局の見積りが、州教科書行政関係機関に州教科書制度の改善にむけた緊急な取り組みの必要性を認識させ、州印刷工場の設備増強、州法規定の付加的改正、さらには州民及び学校職員に対する同制度の機能、役割に関する適切な情報の周知徹底などの具体的な改善努力と要求運動を一層推進した。

具体的には、まず、州教育課程委員会は、1954年後半から1955年にかけて、州教育委員会の同意のもと、学区教育長に対して州教科書採択の「背景の要素」(background factors)を周知徹底させる政策を開始した。また、州教育委員会メンバーに対しては、全ての勧告教科書の検討

用見本本 (study copies) が実際に提出されることとなった。加えて、州教育省、州財務省、州印刷局間の州教科書作成に関する具体的業務の円滑な遂行を促進するために、非公式な情報の伝達を除去し、適切なる記録文書制度を導入した。⁴⁰ さらに、愛国主義的要求運動に対しては、社会科学教科書著作者の思想的健全性、とりわけ「忠誠」(loyalty)に関する検査が導入された。ただ、この教科書の破壊的内容に対する予防策に関しては、当該教科書内に列挙された参考図書の著作者に関する検査が適切に行われていないとの批判もあった。⁴¹

州教科書制度の経済性を重視する州財務省との関係は、州教科書行政機関、とりわけ教科書内容の質的問題を最重視する州教育課程委員会にとって必要不可欠な改善課題であった。一例をあげると、州の財政を担当する財務省当局は、当初、州教育課程委員会勧告の数冊の教科書において使用されることになっていた多色刷りカバーが、一冊あたり5セントのコストアップになるとして、その採用に難色を示していた。州印刷局長も、カバーはすぐに擦り切れ、簡単に汚れてしまうと主張して、財務省側を支持した。州教育課程委員会は、「子供たちにより魅力的な教科書を作成するのに活用され得る全ての手段が利用されるべきであり、州教科書を改善するためにかかる方策を講じなければ、同制度の巧撃者により大きな攻撃の武器を与えることになる」と指摘して、かかる多色刷りカバーが州教育委員会に承認されることを強く希望した。州教育委員会は、この問題に関して5対5にその意見が分かれたために、州教育省にその決定を委任し、最終的に同省はこの採用を決定した。⁴² 発注が決定した時点で、財務省はこの印刷のために州印刷工場内に必要とされる付加的設備の購入を決定し、州教科書行政機関に協力する体制がとられることとなった。その他の州教科書事項に関しては、財務省当局は、より好意的であり、新しい印刷機の導入に関して特別資金の提供を行っていたし、州印刷局も州教科書の印刷遅滞の原因となっていた「教科書作成に必要な印刷必需品の早期発注を妨げている諸規則」の変更を行ない、協力的であった。⁴³

他方、これらの制度的な改善努力とは別に、教科書内容の質的問題に関連して、州教科書行政機関は、多年着手し続けてきたカリキュラム開発にもその精力を傾注していた。すなわち、1940年代初期より、州教育課程委員会を中心として取り組まれてきた「社会科の構造化」確立に向けた継続的活動がそれである。具体的には、州教育課程委員会は、当初より、コースオブスタディーを始めとする州内公立学校カリキュラムの最低基準確立を志向していたが、「社会科の構造化」もその路線にあるものであった。しかしながら、この取り組みは、その学年配置の問題や従来から存在した地理、歴史などの関連教科との関連性などを始め、新規の教科として改善されるべき課題をいくつか内包したままであった。そこで、1948年、州教育課程委員会は、上述のような基本路線を保持しつつ、さらに「子供の学習要求とその要求を助長発展させる」ことにも腐心した新しい社会科プログラムを提出した。⁴⁴ 州教育省も、このプログラムと共同して、初等教育局 Helen Heffernanによる1941年の調査研究をもとに、「カリフォルニアにおける公教育の構造」(A Framework for Public Education in California)という計画を展開した。⁴⁵ これら計画の主要目的の一つは、「個々の教師、郡及び地方学区職員、さらには専門家集団の奉仕的活動を動員することによって、州規模で一定のまとまりある公教育プログラムを発展させること」であ

った。加えて、州教育課程委員会は、「これらの計画が特定の教科書採択のための基準を構築するための論理的構造を提供」してくれることをもその眼目としていた。

さらに、州教育課程委員会は、委員会自ら特定教科書の執筆計画にも着手した。具体的には、上述の新しいプログラムは、メキシコに関する教材を必要としていたため、州教育課程委員会は、出版業者に対してそれに対応した教科書の提出を求めた。しかしながら、提出された教科書中には適切な教科書は見当らず、同委員会は、その地理的環境により従来からメキシコに関して独自の教授単元を開発してきたサンジェゴ市と協力して、州規模の使用に耐え得る教科書の開発に着手したのであった。また、この計画は、その後当該教科書に関連したフィルムの開発にまで進展した。ただ、同執筆計画は、当該教科書中の挿絵画家の雇用に関する末梢的問題のため、その出版が大幅に遅れることとなったが、1957年、ようやく *Luis of guadalajara, The Adventures of Nicolas, The People of Mexico* という三冊の教科書となって、州内の各学校へ配布されたこのように、州教科書行政関係機関は、州教科書内容に直接かかわる教育内容の質的改善に向けても独自の努力を展開していた。⁴⁶⁾

以上のように、州関係機関は、州教科書の不足問題、愛国心高揚の問題、教育内容の質的向上問題、さらには採択手続きの公正、適正化問題等の様々な問題に対して、その改善活動を展開していた。もちろん、これらの改善活動自体、一定の意義を有するものではあったことは事実であるが、しかしながら、それは、あくまで現行制度体制を基本的に保持した上での範囲内における改善、修正であり、出版業者らの主張する抜本的制度改革要求に正面から応えたものとはなり得ていなかった。

そして、このようなカリフォルニア州における教科書問題と州関係機関によるその改善活動の状況下、1955年、初等学校第6学年用の地理及び歴史教科書の採択に関して、遂に実態上の教科書抗争として顕在化したのが、以下述べるRand MacNally事件であり、同事件に端を発して、州教科書制度をめぐり出版業者らと州関係機関との全面的抗争の場を提供することになったのが、Doyle委員会の調査活動であった。

4 Rand MacNally事件及びDoyle委員会の調査活動と関係機関によるその後の対応

1) Rand MacNally事件の概要

事件の概要は、およそ以下の通りである。1955年、Rand MacNally社製の「地理及び歴史の両教科をカバーする *Beyond Our Borders* という一冊の教科書が、二冊の補助教材を含む一括選定 (package selection) の一部として選ばれ、州教育課程委員会の通常の選別手続きの後、採択のための勧告がなされた」。⁴⁷⁾ 財務省側は、もし現行の州教科書刊行制度の下、通常の著作権賃貸料あるいは印税でかかる図書が入手できるならば、「同書は完成本のコスト (3ドル10セント) よりも安価なコスト (1ドル93セント) で作成され得る」⁴⁸⁾ と主張した。しかしながら、現状において、同書は、通常の著作権賃貸料あるいは印税では入手できる書物ではなかった。そこで、州教育委員会は、かかる勧告を拒否して、州印刷局において印刷可能な図書選定のために採択教

科書の再検討を州教育課程委員会へ指示した。州教育課程委員会は、当該図書が最適であることを再度繰返し主張したが、最終的に州教育課程委員会の検討を経て、別の二冊の教科書が州教育委員会によって採択された。

ここに至り、Rand MacNally社の西部地区支配人Glen Smithは、この処置に厳しく抗議した。彼の主張によれば、「採択勧告のために提出された図書を評価するのに、約2500名の人々が10,000時間を費やした結果として、同社の当該図書が最良であることを明らかにしていたにもかかわらず、同書が拒否された唯一の理由は、それが完成本の採択のために提出された図書であるためだけであった」。⁴⁹⁾ さらに、彼は、同書に関する州印刷局の見積価格に対して「その妥当性に極めて重要な影響を及ぼす二つの条件 (ifs)」、すなわち、出版業者の版權入手に関する条件と印税の同意に関する条件をもった“みせかけのつけ値”(phantom bid)である」ことを鋭く非難し、「これらの条件が前もってははっきりと定められもせず、州印刷局はどのようにして実際の値段をつけることができるのか」と反問した。そして、Rand MacNally社側は、「当該図書の入札拒否の後、州教育委員会が採択した二冊の図書の合計価格は同社の当該図書よりも僅かに越えた価格であった」ことを併せて指摘したが、最終的に、Smith支配人は、その異議申し立てを「相対的に何人かの州関係者は、質や経済性を犠牲にしても専ら州立工場の範囲内でカリフォルニア州における初等学校教科書の印刷を維持することのみを強いられていると感じている」と失意の念をこめて結論づけた。⁵⁰⁾

州教育委員会の決定は、Smithの異議申し立てを理由として変更されることはなかった。しかしながら、この事件は、カリフォルニア州教科書制度における州刊行制に「非好意的関心を集めることによって、出版業者の利益に寄与した」⁵¹⁾といわれる。加えて、本件は、その直後から、下院の教科書調査委員会の強い関心をひくこととなり、以下論及する同調査委員会(Doyle委員会)活動の開始を促すこととなった。その意味においては、1950年代後半における本格的教科書抗争の号砲であったとすることができよう。

2) Doyle委員会の調査活動

上述Rand MacNally事件までに、カリフォルニア州における教科書問題は、すでに多くの州議会議員の関心を集めるところであったが、この問題に最も強い関心を示していたのがLayfayette選出の下院議員Donald D. Doyleであり、彼は、教育に関する下院暫定委員会(The Assembly Interim Committee on Education)の議長を務めていた。Doyleは同委員会内に3名からなる「教育に関する小委員会」を特設し、彼自身その議長を兼務することとなった。かかる小委員会がいわゆるDoyle委員会であった。Doyleは、同委員会の特別コンサルタントとして、Thomas B. Mechlingを登用するが、彼は、サンフランシスコの宣伝係(a San Francisco press agent)と極評された人物であり、⁵²⁾ その交際関係が、後に同委員会に致命的打撃をもたらすこととなった。以下、Doyle委員会の活動経緯を素描してみたい。

まず、同委員会は、他州における州教育行政職員、地方教育委員会メンバー、出版業者、教職員などに対する広範囲な質問調査に着手した。1955年後半には、サンフランシスコとロサンジェルスで公聴会が開かれた。これらの質問調査及び公聴会によって集められた資料は、直ちに公的

報告書としてまとめられ、提出された。⁵³⁾ 同報告書の基調は、カリフォルニア州初等教科書に関する幅広い不満に充ちたものであった。その具体的内容は、すでに前節において論述した州教科書制度反対論とほぼ同様であったが、その主要結論 (Major Findings) 部分において、同委員会は、以下のような結論を提示している。⁵⁴⁾

- ① カリフォルニア州教科書採択制度は、使用できる教科書の選択を徹底して制限している。
- ② 州によって選ばれた教科書は、しばしば使用されず、そのため学区が独自の図書を購入する際、二重に課税される結果を強いられている。結局、学区は二冊の図書を購入することとなり、使用されるのは一冊のみである。
- ③ カリフォルニアの教科書費用は、主に州全体を通して行われている幅広い“二重の浪費” (double spending) よって、ニューヨークのそれよりも割高となっている。
- ④ 公聴会において証言した“一握りではあるが、全ての”教師は、同州初等教科書制度による教科書のいくつかの点に批判的であった。そして、大半の教師が同制度の全体にわたって厳しい批判を下していた。
- ⑤ 教師、行政官、地方教育委員会メンバーによって、非常に多くの変更が提言されていた。
- ⑥ 出版業者は、自由採択制 (open adoption system) の教科書採択制制度を支持していた。
- ⑦ 州単一教科書採択制を支持するのは、唯一カリフォルニア州教育長のみであった。

そして、Doyle委員会は、これらの調査結論に基づき、「カリフォルニア州憲法と教育関係法令を改正することによって、初等教科書の選定権限を原則として地方学区に委譲し、教科書購入の財源として学区に対し児童一人当たり少なくとも4ドルの州補助金を交付すること、また、小規模学区に関しては、その教科書選定権限を郡が行使すること」⁵⁵⁾を勧告した。

これに対して、州教育省の主たる代弁者であった州教育次長Jay D. Connerは、同委員会の結論に真っ向から反論するとともに、報告書の中に含まれる主要な仮定、ないしは前提条件に疑問を投げかけた。Connerの反論の概要は、およそ以下のようなものであった。

先ず、彼は、同報告書の主張する「地方学区が教科書選定の能力を十分に有している」点に対して、「二、三の学区を除けば、地方学区が州教育課程委員会によってなされる教科書の徹底的かつ専門的検討分析に匹敵するような教科書評価をなし得るほどの職員を保有しているかどうか」疑問視した。⁵⁶⁾ 確かに、彼の反論によれば、「1956年の州採択過程の一部においてさえ、4000名以上の教師及び素人の市民を動員して七つの独立した調査研究が行われたというのに、単一学区がどのようにしてこれに対抗できるというのか」という指摘は、現実性を帯びたものであったように思われる。

次に、“二重購入” (double purchase) の非難に対しては、Connerは、「州制度は、全ての初等教科書を提供することを意図しているわけではなく、あくまで基本的教科書の提供に限定されたものであり、各学区は、その個々の学区内の要求に応じて補助的教科書の購入が奨励されている」し、事実、「地方学区は、同制度と融和して、かなりの割合でその使用する教科書を選定していた」と反論した。⁵⁷⁾

さらに、彼は、Doyle委員会がその調査報告書の中で、「学校の実際の運営に最も密接にかか

わる人々」として掲げた「地方教育委員会メンバー」の意見に全幅の信頼を置いている点に言及して、以下のような懐疑的見解を示している。

「カリフォルニア州全土において地方教育委員会のメンバーとして働く良心的かつ献身的の市民に対するそれ相当の配慮、敬意を払ったとしても、彼らの非常に多くが教科書選定に関する専門家として適任であるかどうか疑わしい。また、彼らの多くが実際に教科書の選定に直接係っているかどうかも疑わしいし、その（教科書関連業務の一筆者）全般的問題に関して、表面的理解以上のものを有しているかどうかも甚だ疑わしい。」⁵⁸⁾

「カリフォルニアの教科書経費とニューヨークのそれとの比較」に関するDoyle委員会の結論に関しても、Connerは、真っ向から反論を提示している。

すなわち、Doyle委員会の主張は、アメリカ教科書出版業者協会に雇用されたニューヨークの経理会社の提示資料にその論拠を求めた上で、「1954年におけるニューヨーク州の初等学校教科書の売上が8,000,000ドルであったのに比して、州及び地方の教科書経費を合わせたカリフォルニア州における初等学校教科書の総売上は、約10,500,000ドルにも上っていた」と算定していた。⁵⁹⁾ この差額は、Doyle委員会の主張に極めて重要なポイントであり、加えて、当時「両州の在学者数とカリキュラム数がほぼ匹敵していた」ことが、一見、Doyle委員会の主張に表面的ではあるが、一定の合理性を装わせる結果ともなっていたのである。

この算定結果に対して、Connerは、印刷業者連合協議会(The Allied Printing Trade Council)のサクラメント地区代表によってなされた調査結果に依拠して、反証を行った。同調査によると、「ニューヨーク州の学区は、1954年、初等学校教科書に関して確かに8,000,000ドルを支出していたが、それは全体の支出の一部に過ぎなかった」ことが立証されていた。具体的には、「ニューヨーク州の四大都市は、初等学校教科書に関してさらに6,900,000ドルを追加支出しており、ニューヨーク州の支出総計は、すでに、ほぼ15,000,000ドルを上回っており」、「同州内の他の市の支出経費を調査しなくとも、同州の初等学校教科書経費は、すでにカリフォルニア州のそれよりも、ほぼ50パーセント近く多い」ことが判明されていた。⁶⁰⁾ このように、Connerは、Doyle委員会報告書のその他の主張内容も、同様な方法で割り引いて捉えていた。

その他、Doyle委員会の報告書内容に対する否定的見解としては、当時、州教育課程委員会のメンバーであった一市教育長の意見なども存在していた。同教育長へのインタビューの中で、彼は、Doyle委員会報告書の中で取り上げられている地方教育委員会メンバーの意見に関する主要部分について、何人かの地方教育委員会メンバーと協議の機会をもった結果、Doyle委員会の報告内容に同意する者が一人としていなかったこと、加えて、その後、彼がその他の教育長や州教育課程委員会メンバーとも連絡を取りあい、独自の調査をした結果でも同様な結論を引き出すに至ったことをも明らかにしていた。⁶¹⁾

Doyle委員会の報告書が出されてから数か月後、同委員会の広報活動機関(the public relations agency)は、教科書問題に関心を示していたSan Francisco Examinerの記者、Frank Purcellへ極めて長大な報道記事用の声明と州教育委員会提出用資料の詳細な摘要を提示した。その内容は、「同委員会の最新の結論である」としつつも、依然として「カリフォルニア州内の教師及び

その他の教育関係者が州教科書制度に非常に批判的である」とのこれまでの主張が再度展開されたものであった。この資料提出後、州教育委員会は、直ちに、州教育制度に対する支持表明と「完成購入に関する点を含み、憲法及び州法規定は、幅広く多様で優秀な教科書を提供するために適切に規定されている」との確信を示して、この資料に対抗した。州教育委員会は、「彼らの方針は、特定の教科書出版業者の利益ではなく、児童、納税者、市民の利益を代表するものである」とのコメントでその声明を締めくくっている。⁶²⁾

このようなやり取りの直後、Doyle委員会のコンサルタントであったMechlingがカリフォルニア州教科書制度の変更をもくろむ六大教科書出版会によって同時に雇われていたことが暴露されたことにより、この教科書抗争は、劇的な終焉を迎えることになった。Purcell記者は、その状況を以下のように述べている。

「San Francisco Examinerが全てを危機に至らしめた。同紙は、Doyle委員会コンサルタントとして月700ドルで雇用されていたサンフランシスコの宣伝係、Thomas B. Mechlingが、六大教科書出版会社の広報宣伝活動を行うことによって、さらに月2000ドルを稼いでいたことを暴露した。その六社は、まさにDoyleが提言したのと同様に、カリフォルニア州教科書制度に終焉をもたらしたがっていた。

Doyle-Mechling問題の発覚に伴い、伝えられるところによると州制度破壊工作のために出版業者らによってなされたとされる舞台裏での議員工作、奨励金及び強制的販売戦略などへの非難が続出した。

Doyleは、熱いフライパンの上のソーセージのように驚いて飛び上がり、最初は何も言わず、次にMechlingが公私に利害衝突のある仕事をしていたことを自分は知らなかったと言ひ、それからMechlingが出版業者のために働いていたことを知っていたと認め、さらに、MechlingがDoyle委員会のために働き始めた時、彼はそのことを全く考慮していなかったと思うと述べ、最後には黙り込んだ。……」⁶³⁾

この発覚事件後、Mechlingは、コンサルタントの職を辞任し、「Doyle委員会に雇われる以前の三月の時点で、すでに州教育制度に反対する内容の報告書を編集していた」⁶⁴⁾と述べて、公私に利害衝突があったとの非難に対する彼の潔白を主張した。しかしながら、この発覚事件は、Doyle委員会の活動に致命的打撃を与え、同委員会によりその後予定されていた公聴会は全て中止され、委員会の調査活動は完全に崩壊した。

翌年1月、州法務長官Edmund G. Brownは、「カリフォルニア州反トラスト法に基づき、六大教科書出版会社に対して、カリフォルニア州内における如何なる商取引も禁止することを求める訴訟手続きが正式に取られるであろう」⁶⁵⁾と発表した。Los Angeles Timesは、「もし、州が勝訴した場合、教科書出版会社側がその教科書を州印刷のために活用させないならば、これら出版会社は罰金刑を受けることになるであろう」と報じた。⁶⁶⁾ それら六大教科書出版会社は、Ginn, Houghton Mifflin, Rand McNally, Scott, Foresman, Macmillan, American Bookの各社であった。これら出版業者らと州当局の双方ともが、それぞれ訴訟準備のため多くの時間を費やしたが、結局、訴訟は、一度も起こされることはなかった。

5 Doyle委員会調査活動崩壊後における州関係機関の対応

Doyle委員会調査活動の劇的終末は、州教科書制度を改廃しようともくろんでいた出版業者らにとって、極めて大きな打撃であったことは間違いないところであった。しかしながら、州教科書行政関係諸機関は、Doyle委員会調査活動の崩壊後、この事件を足掛かりとして、州教科書制度反対論の一方的駆逐という強硬姿勢を取るのではなく、むしろその教育的及び経済的価値に関する信念を保持しつつ、辛抱強く同制度改善に向けた地道な努力を続けた。以下、その軌跡を辿ってみたい。

1) 教科書コストの再検討

まず、1956年1月、州教育省は、教科書コストに関する再検討を行った。同省のFrank Wright博士によってなされたその研究報告によると、実際に採択された州教科書の経費に関して、「完成本の直接購入と州印刷による作製を比較した場合、建物の経費を除いて、種々の経常経費に関する費用分を約8パーセントと見込んでも、州経費の実際的節約分は、（直接購入の一筆者）36パーセントになる」⁶⁷⁾とされ、州刊行制度の経済的合理性が再度確認された。

2) 和解工作の展開

次に、同年3月、州教育省は、Atlantic Cityにおいて、四つの主要出版会社の代表、Doyle下院議員、州教育課程委員会の代表などによる会議を開催し、多年対立関係にあった「入札参加拒絶」の出版業者らとの問題解決に腐心した。しかし、会議の結果は、不成功に終わった。

3) 複数採択制 (multiple adoption) 検討

そこで、上述会議後の同年4月、州教科書行政関係者は、複数採択制確立の可能性について討議を開始した。このシステムは、先ず、州が各学年、各教科ごとに一冊以上の教科書を選定し、その選定リストの中から地方学区に実際使用する教科書を選ばせるというものであった。実際、このやり方は、基本的に州採択制を採用する大半の州で実施されている方法であり、約半数の諸州がそれに該当した。

4) 第六学年用教科書採択計画の修正

また、同年9月には、教科書採択計画の一部修正も実施された。従来、第六、第七、第八学年用のリーダー教科書は、一括して採択されていたが、通常、第六学年は初等学校の一部、第七、第八学年は中学校段階の学年であり、これら双方の教科書を一括して評価査定する評価委員会の設置とその円滑な運営は厄介であった。そこで、第六学年用教科書は、第一学年から第五学年までの教科書といっしょに採択されるよう変更されることとなった。

5) 教師の州教科書満足度の調査

加えて、州教育委員会は、採択期間変更の検討資料、具体的には最長採択期間8年よりも短縮すべきかどうかの検討資料として、採択期間の3年目に州教育省が州教科書に対する教師の満足度を調査するとして州教育課程委員会の提案を導入した。この調査結果の報告に基づき、州教育委員会は、採択教科書の実際の使用期間を調整することとなった。また、これらの調査は、しばしば州教科書制度反対論者によって州議会に提出されてきた不完全な証拠への対処策や教科書の改訂及び新規教科書の基準設定の際の資料としても、有効であった。⁶⁸⁾

6) CASAの支持獲得

その発足当初より、州教育課程委員会は、州教科書制度の効果的運営、とりわけ州教科書の質的向上をめざして、積極的に外部専門家の支援と識見を活用していたが、同年10月、カリフォルニア教育行政官協会 (the California Association of School Administrators) に対して、州教科書制度に関する同団体の見解表明を要請した。同団体は、以下のような姿勢を明示して、州教育課程委員会の活動を側面から支援した。

「子供たちには、活用され得る最良の教科書が提供されるべきであるし、専門家は、そのための選定を行うべきである。もし州教育委員会に教科書採択の最終的責任が与えられているのであれば、現行の州制度上の手続きは、かかる業務を適切に達成するのに十分適している。州議会は、資金の支出停止や学校に対する最良とはいえない教科書使用の強要が、生徒の教育と教師のモラルにダメージを与えるとともに誤った節約であることを、共に働く全ての専門的組織によって認識させられなければならない。」⁶⁹⁾

7) 対教師オリエンテーションの計画

同年11月には、州採択教科書の効果的使用のための対教師オリエンテーションにおける州教育行政機関の役割が検討され、州教科書に関する教師の認識、精通を促進する政策実施のための計画が立案された。後に、この対教師オリエンテーション計画は、州教員養成機関に対しても拡張され、州採択教科書の見本がその効果的使用促進のため活用されるようになった。

8) 州制定法規定の修正

1957年に入ると、州教科書制度関係法令の積極的修正が実施された。この修正によって、まず、州教科書の使用義務違反に対する罰則は全体として縮小され、しかも、その適用は教師よりも教育行政機関職員に対してなされるように変更された。同時に、州教科書及び補助教材の使用状況把握のために、学区は補助教材の購入状況の報告が義務づけられた。⁷⁰⁾ また、州教科書の対学区配布の割合決定は、州教育委員会の特別責任とされることとなった。採択期間も、以前の「6年から8年」が「4年から8年」に修正されるとともに、再採択の期間も「1年から8年」と柔軟に規定され、最新資料の活用による教科書内容の質的向上が図られた。⁷¹⁾ 州教育省の法律顧問

(legal counsel) によると、「州教育委員会は採択の時点において明確な採択期間を決定する必要はなく」⁷²⁾、これらの柔軟性が州教科書行政機関の状況に応じたその後の対応を可能にすることとなった。さらに、州採択教科書に対する客観的評価と教師及び一般州民の支持獲得促進のために、正式採択前に「教科書は、州内少なくとも10の公立図書館において、30日間展示されなければならない」とする教科書の公開検査 (public inspection) が規定された。

9) 愛国主義的要求に対する対応

1957年3月、学校教育における共産主義的破壊思想撲滅を標榜するRiverside選出上院議員Nelson Dilworthによって、州音楽教科書が攻撃の標的とされた。彼は、「60の愛国的な歌がカリフォルニア州教科書には含まれていない」と非難し、それらの歌が掲載されるまで州教科書予算の議会承認を棚上げしていた。これに対して、州教育省は、指摘の歌の40は実際に州音楽教科書にすでに掲載済であることを報告するとともに、残り20の愛国的及び伝統的アメリカの歌が追加される

ように要請した。州教育委員会は、それらの追加を決定するとともに、「米国国歌(Star-Spangled Banner)は全ての音楽教科書に掲載されるべきである」との考えを表明して、愛国主義的要求に対応した。

10) 州教科書の適正保管に関する改善

同年7月、州教育委員会は、従来の硬直化した教科書保管業務規定を修正して、地方学区の柔軟な対応を可能にする保管規則を採択した。これによって、地方学区による使用不能教科書の焼却や製紙原料としての売却等の処分が可能となった。⁷³⁾

11) 専門家の支援の要請

同じく、同年7月、州教育省は、州教育委員会が理科教科書の質的レベルアップのために、同分野の専門家雇用を正式認可するよう求めた。この要求は、直後のスプートニック打ち上げ後、さらに高まり、連邦基金の充当によって、理科、数学、外国語の分野にまで拡張、発展された。このように、州教科書行政関係機関は、Doyle委員会の調査活動崩壊後も、現行制度上の枠組み内ではあったが、極めて辛抱強く制度改善に向けた取り組みを展開し続けた。

III 結 語

以上、1950年代カリフォルニア州における教科書問題と州教育行政関係機関によるその改善活動を素描してきた。

それによると、1950年代のカリフォルニア州教科書問題は、州教科書刊行の悪状況と政治的右翼団体や特定の宗教的グループによる直接及び間接的圧力、さらには州教科書行政機関内におけるカリキュラム行政上の継続的課題等の個別的問題を内包しつつ、基本的には六大教科書出版社を中心とした出版業者らと州教科書行政関係機関との対立闘争としてとらえられよう。また、カリフォルニア州教科書制度は、依然上述のような非教育的団体の圧力に攻撃されやすい点を有してはいたが、州教科書行政関係機関が「州教科書の不足問題、愛国心高揚の問題、教育内容の質的向上問題、さらには採択手続きの公正、適正化問題等」の様々な問題状況に対する具体的改善活動(抗争誘因除去のための活動)を、現行州教科書制度に対する教育的及び経済的価値に関する信念を保持しつつ、柔軟かつ辛抱強く取り組み続けた点に関しては、一定評価されよう。しかしながら、かかる取り組みは、あくまで現行制度体制を基本的に保持した上での範囲内における改善、修正であり、出版業者らの主張する抜本的制度改革要求に正面から応えたものとはなり得ていなかったために、実態上の事件、問題としてRand McNally事件及び下院教科書調査委員会の活動が出現してきたものと考えられる。

次に、出版業者らと州教科書行政関係機関との間に見られた対立闘争上の争点から、1950年代カリフォルニア州教科書行政の内包する問題として、個別具体的には、およそ次の三点、すなわち1)教育内容をめぐる「多様性」と「統一性」の問題、2)教育内容の「質的維持」の問題、及び3)教科書作成の「コスト」問題が指摘できるように思われる。

まず、1)教育内容をめぐる「多様性」と「統一性」の問題に関しては、出版業者側、州関係

機関側どちらの主張にも一定の合理性があり、二者択一的な結論は帰納し難い。しかし、州公教育制度の維持という観点に立脚する限り、必要最低水準の教育内容を確保するためには、確かに何らかの公的関与は不可欠であろう。ただ、その際、その関与はあくまで上述の最低必要限度内にとどめるべきものであり、かかる範囲、程度を逸脱するような統一的規制は、出版業者らの主張のごとく教育内容の「画一化」を招くこととなり、厳しく制限されなければなるまい。州側が主張するように、「州は地方学区レベルでの補助教材の積極的使用を奨励している」ことが事実であるとするならば、「必要最低限の教育水準維持のための」州統一教科書採択制度は、一定の妥当性をもつものかもしれないが、採択教科書が原則一種類である「単一採択制」でなければならない必然性には乏しいのではないだろうか。その意味においては、「複数採択制」(multiple adoption)の導入等が考えられるであろうし、事実、州教科書行政関係機関内でも後に同システムの実施に向けての検討が開始されている。

次に、2) 教育内容の「質的維持」の問題に関しては、州側主張のごとく、「州レベルにおいて数千名にもものぼる各専門家の評価を通して最終選定される」教科書の内容は一定の質を維持するには十分であり、地方学区にかかる力量を期待することは、一部の例外的学区を除けば、極めて困難であろう。この点、対地方学区との関係においては、十分な説得力を有していると思われる。しかしながら、対出版業者との関係において見た場合、かかる州採択制度は、州刊行制度と表裏一体の関係上、彼らからの入札拒絶を受けるような「徹底したコスト重視型」の採択方針を展開しているために、結果として主要出版会社の保有する教科書用図書の活用を阻害し、質的に最良の教科書を確保することに一定の制限を課していることは否めないであろう。入札から実際の使用までのタイムラグをも考えあわせれば、真に最良かつ最新の教育内容を維持し得るかどうかには、やはり疑問の余地が残らざるを得ない。存在する全ての教科書用図書が選考の対象となり、実際に採択され得るような制度的改革が課題としてあげられよう。

最後に、3) 教科書作成の「コスト」問題に関しては、入手し得る資料のみからでは、州刊行教科書あるいは市販教科書のどちらの場合が安価であるのかは断定し難いが、仮に州教育次長 Connerの主張のように「州教科書刊行制度の下での教科書作成の方が安価であった」としても、そのことがそのまま「経済的」であるかどうかは、予断を許さないのではないだろうか。すなわち、「経済的」とは、それに見合うだけの質的内容を具備するものであり、表面的な価格の比較だけで短絡的に優劣を判定すべきものではないと考えられる。確かに、教科書コストは、公費節約の観点からすれば、より安価である方が望ましいであろうし、教科書作成のために支弁できる費用にも上限があるため、内容上極めて優れてはいても破格に高価である図書の採用は許されまいが、内容の質的問題を無視したコスト重視型の教科書政策は、教育的観点からすれば、無意味であろう。その意味では、現行の州教科書刊行制度は、やはり価格重視型のタイプを止揚し切れておらず、同制度の硬直的運用では、最良の質的内容を確保した真の意味での「経済的」教科書の提供には限界がある。費用捻出上一定の制限はあるものの、質的内容重視の姿勢が望まれる。来述したように、1927年の州教育課程委員会創設の際、この点の認識が過去なされたことがあったことを想起すべきである。もともと、教科書刊行制度は、教科書コストの軽減と地方学区関係

者の不正防止を眼目として成立してきたものであり、質的内容の保持という教育的側面に関しては、本来なじみにくい性質を有していた。価格の軽減と不正防止という役割は決して軽視されるべきものではないが、「教育上最良の内容を具備した教科書の確保を前提とした上で、適正価格の維持と不正防止という機能を追求する」とした教科書制度上の力点の転換が不可欠であろう。

【註】

- 1) これまで、本研究の一環として、第一報「米国カリフォルニア州統一教科書採択・刊行制度の歴史の変容—19世紀後半から20世紀初期を中心に—」西日本教育行政学会編『教育行政学研究』第8号 1986年 pp.41-59, 第二報「米国カリフォルニア州教科書行政の歴史の変容—1912年無償教科書法の成立事情—」『高松短期大学研究紀要』第19号 1989年 pp.11-19, 第三報「米国カリフォルニア州教科書行政の歴史の変容—州教育課程委員会の成立とその意義—」『日本教育行政学会年報』第14号 1988年 pp.226-241, 第四報「米国カリフォルニア州教科書行政の歴史の変容—州教育委員会と州教育課程委員会とのパートナーシップ問題を中心に—」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第34巻 1988年 pp.257-262, 第五報「戦後冷戦期のカリフォルニア州における本格的教科書攻撃の実相—アメリカの構築論争—」西日本教育行政学会編『教育行政学研究』第11号 1989年 pp.1-14を明らかにしている。参考頂ければ幸甚である。
- 2) State Curriculum Commission Minutes, December 6-8, 1955, pp.10-11.
- 3) J. A. Lufkin, *A History of The California State Textbook Adoption Program*, The Ed. D. of University of California, Berkeley, 1968, p.162. これら六社とは、Ginn, Houghton Mifflin, Rand McNally, Scott Foresman, Macmillan, American Bookの各社であった。
- 4) *Ibid.*, p.160.
- 5) *Ibid.*
- 6) *Ibid.*, pp.163-166.
- 7) *Ibid.*, p.163.
- 8) American Textbook Publishers Institute, *The American Way of Publishing—Your Safeguard Against Subversion in Textbooks*(New York:The Institute, 1954) , p.4.
- 9) Joint Interim Committee on the Public Education System Subcommittee on Textbooks of the Citizens Advisory Commission, “Elementary Textbook Adoption in California” (Sacramento, August, 1960) , pp.8-9.
- 10) J. A. Lufkin, *op. cit.*, p.165.
- 11) *Ibid.*, p.167-171.

- 12) *Ibid.*, p.167-168.
- 13) Letter from Associate Superintendent Jay D. Conner to Assemblyman Caspar Weinberger, September 23, 1957, p.5. cited in J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.169.
- 14) *Ibid.*
- 15) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.170.
- 16) *Ibid.*, p.171.
- 17) *Ibid.*, p.172.
- 18) Frank M. Wright, "California Elementary Textbook Production and Distribution, 1948-1949," *California Schools*, XIX, No.12 (December, 1948) , pp.369-370.
- 19) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.172.
- 20) 「人口は収入の増加と青年の早婚で急激に増加している。戦争によって最も変貌したのはカリフォルニア州である。ここは米国第一の航空機工業の地となり、1950年の国勢調査によれば、人口集中の結果この州がニューヨーク州について米国第二の州となっている」との指摘のように、とりわけカリフォルニア州の人口増加には著しいものがあった。清水博編『アメリカ史』山川出版社1956年 pp.211-212.
- 21) Frank M. Wright, *op.cit.*, p.369.
- 22) *Ibid.*
- 23) State Board of Education Minutes, July 15-16, 1949, pp.2749-51.
- 24) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.175.
- 25) State Board of Education Minutes, January 12-13, 1951, pp.3164-66.
- 26) *Ibid.*
- 27) J.A. Lufkin, *op.cit.*, p.178.
- 28) State Board of Education Minutes, April 24-26, 1952, pp.3556-58.
- 29) State Curriculum Commission Minutes, March 8-10, 1954, p.5.
- 30) State Curriculum Commission Minutes, August 27-29, 1953, p.4, and March 10, 1954, p.2.
- 31) J. A. Lufkin, *op.cit.* p.178.
- 32) *Ibid.*, p.180.
- 33) Letter from Associate Superintendent Jay D. Conner to Assemblyman Caspar Weinberger, *op.cit.*
- 34) State Curriculum Commission Minutes, December 10-12, 1953, p. 7.
- 35) American Textbook Publishers Institute, *op.cit.*
- 36) State Curriculum Commission Minutes, October 25-27, 1951, pp.6-7.
- 37) *Ibid.*
- 38) J. A. Lufkin, *op.cit.*, pp.177-178.
- 39) State Board of Education Minutes, April 14-16, 1955, pp.5115-19.

- 40) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.182.
- 41) *Ibid.*
- 42) State Board of Education Minutes, April 14-16, 1955, pp.5114-15, 5120.
- 43) *Ibid.*
- 44) State Curriculum Commission, The Social Studies Program for the Public Schools of California, Bulletin, California State Department of Education, XVII, No.2 (August, 1948) .
- 45) この計画は、「アメリカの構築」論争の時に、反対論者から抵抗を受けた計画と同じものであった。
- 46) State Curriculum Commission Minutes, May 20-21, 1948, pp.3-4., February 14-15, 1950, pp.4-5, and May 11-12, 1950, p.5.
- 47) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.184.
- 48) State Board of Education Minutes, April 14-16, 1955, pp.5122-23.
- 49) State Board of Education Minutes, July 21-22, 1955, pp. 5373-77.
- 50) *Ibid.*
- 51) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.186.
- 52) Frank Purcell, "California's Bitter Textbook Controversy," *Fortnight* (June-July, 1957) , p.14.
- 53) Assembly Interim Committee on Education, *Report of Subcommittee on Textbooks* (Sacramento:The Assembly, 1956) .
- 54) *Ibid.*, pp.14-19.
- 55) *Ibid.*, pq.26-27.
- 56) Jay D. Conner letter to Dr. John C. Whinnery, president, California Association of School Administrators, October 9, 1956, p.4, cited in J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.188.
- 57) *Ibid.*, p.189.
- 58) *Ibid.*
- 59) Assembly Interim Committee on Education, *Report of Subcommittee on Textbooks*, pp.16-17.
- 60) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.190.
- 61) Interview with former supeintendent and member of the Curriculum Commission, November 29, 1965, cited in J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.191.
- 62) State Board of Education Minutes, November 8-9, 1956, pp.6325-28.
- 63) Frank Purcell, *op.cit.*, pp.11-14.
- 64) *Los Angeles Times*, November 17, 18, 1956.
- 65) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.193.
- 66) *Los Angeles Times*, January 4, 1957.

- 67) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.194.
- 68) State Curriculum Commission Minutes, January 23-25, 1958, p.247.
- 69) J. A. Lufkin, *op.cit.*, p.196.
- 70) 地方学区に対する同様の要求規定は、1931-1937年の間にもみられた。
- 71) California Education Code, 1957.
- 72) State Curriculum Commission Minutes, January 23-25, 1958, p.262.
- 73) California Administrative Code, 1957, Title V.

〔なお、本小論は、平成二年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）による研究成果の一部である〕

高松短期大学研究紀要

第 21 号

平成 3 年 1 月 31 日 印刷

平成 3 年 1 月 31 日 発行

編集発行 高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960番地

TEL (0878) 41-3255

FAX(0878) 41-7158

印刷 高東印刷株式会社
高松市東山崎町596番地